

# 小麦採種ほ場への除草体系の導入による 種子生産の安定化

東近江農業普及指導センター

## 【普及活動のねらい・対象】

東近江市の集落営農法人Eでは、小麦「農林61号」の種子を毎年8～9haのほ場で生産されていましたが、令和元年産から新品种「びわほなみ」の種子生産を開始されています。

しかし、生産者の減少や高齢化に伴い、毎年カラスノエンドウやスズメノエンドウなど繁茂した雑草の抜き取り作業に苦慮されており、これら雑草を理由としたほ場審査の不合格で、種子量確保ができないなどの課題がありました。

そこで、ほ場審査合格率の向上を図り、種子の安定供給につなげるため、除草体系の改善等の栽培技術支援を行いました。



写真1 雑草多発ほ場の状況

## 【普及活動の内容】

(1) 生育期間中の除草剤散布を加えた除草体系の導入  
手取り除草の軽減を図るため、麦の節間伸長期前に本田除草剤を散布することで雑草繁茂を抑制する新たな体系の提案を行いました。

(2) 除草剤散布の実践支援

除草効果を最大に引き出すため、関係機関の協力も得ながら、散布適期を決定し、実践にあたっての支援を行いました。



写真2 次年度産に向けての研修会

## 【普及活動の成果】

乗用管理機により全ての採種ほ場6.5haで麦の節間伸長期前に除草剤散布をされた結果、雑草が大幅に減少し、82.8%(平成30年産)のほ場審査合格率は100%(令和元年産)となりました。現在、種子用栽培暦を新たに作成し、麦の種子生産に取り組む他の集落営農法人に対して、令和2年産の栽培管理についての支援を始めています。

### ◎対象者の意見

生育期間中の本田除草剤散布により、従来雑草が多かったほ場の除草効果が良好であり、抜き取り作業の省力化とほ場審査合格率向上にもつながった。今後も継続した取り組みにより、種子量の確保に努めていく(集落営農法人E)。